

## 飯能市域のお殿様 ~江戸時代後期の領主たち~

飯能市立博物館 学芸職員 尾崎泰弘

現在の飯能市域には、江戸時代後期の段階で 58 の村があり 表 1 各地区ごとの天保 15 (1844) 年頃の領主内訳 ました。このうち村の領主の内訳をまとめたものが表1になり ます。1つの村が複数の領主によって分けて知行されているこ と(「相給」といいます)もあるので、表の村数と右端の「合計」 の数が一致しないのはそのためです。その差が大きければ大き いほど相給の村の数が多いことになります。 さてこの表を見 ると、吾野・名栗・原市場など山間地は多くが幕府領であった ことがわかります。また南高麗や原市場に見られる「御三卿」 とは、8代将軍吉宗の子や孫を祖とする田安・一橋・清水の三

=:						
	近世村数	幕府領	御三卿領	大名領	旗本領	合計
吾野	7	7	0	0	0	7
名栗	2	2	0	0	0	2
東吾野	6	0	0	6	0	6
原市場	9	6	3	0	0	9
南高麗	7	1	4	1	2	8
飯能	9	1	2	6	0	9
加治	8	5	0	2	2	9
精明	10	2	0	2	11	15

家で、賄料として 10 万石が与えられ、江戸城内の屋敷に住んでいました。また領地の支配は幕府の家 臣が出向する形で行っていました。

実は、飯能市域を含む東京都多摩地区から埼玉県西部の山間地域は、江戸時代の初めから多くが幕府 領となっていました。例えば慶安2(1649)から翌3年にかけて作成されたといわれている『武蔵田園簿』 を見ると、現在の飯能市域では、下川崎村に旗本堀三右衛門の知行所が1ヶ所あるのみでした。

表2 天保 15 (1844) 年頃の精明地区村々領主一覧

横浜市鶴見区添田茂樹家文書(横浜開港資料館所蔵)「武蔵国村数石高家数取調書 嘉永六丑年」より

郡名	村名		禄高(石)	地方直し	領主	石高	家数(軒)
高麗郡	双柳村	(幕府領)	-		大熊善太郎支配	442.6250	101
	中居村	旗本	800	宝永4(1707)	山田長録	49.3250	19
	青木村	旗本	500	宝永3(1706)	雨宮逸八郎	99.9470	25
	下加治村	旗本	1,100	元禄10(1697)	坪内茂次郎	56.6020	10
		旗本	1,200	寛永10(1633)	永見健次郎	56.6020	10
	小久保村	旗本	800	宝永2(1705)	神田剛次郎	94.2840	17
	平松村	旗本	550	宝永3(1706)	鈴木金太郎	224.9410	67
	宮沢村	大名	30,000		久留里藩黒田豊前守直静	35.6750	10
		旗本	500	宝永3(1706)	松井十左衛門	35.6750	7
		旗本	500	宝永3(1706)	雨宮逸八郎	35.6930	2
	川崎村	大名	30,000		久留里藩黒田豊前守直静	108.8510	20
	下川崎村	(幕府領)	_		大熊善太郎支配	150.8800	18
		旗本	960	寛永10(1633)	久貝又三郎	12.1500	4
	芦苅場村	旗本	2,000	慶安4(1651)	酒井因幡守	84.42	21
		旗本	800	宝永2(1705)	神田剛次郎	109.62	11

その後、3代将軍家光と5代将軍綱吉の時に、

旗本の知行を蔵米取り(幕府から米を支給される こと)から知行取り(所領を与えられ、その土地 と農民を一体として支配すること)に変えること (「地方直し」といいいます)が大規模に行われ、 幕府領を分けて旗本に与えられました。表1と 同じ時期の精明地区の領主をまとめたのが表2 です。「地方直し」の欄で「寛永 10」とあるのは 家光、「元禄10」とあるのは綱吉によって領地を あてがわれたものです。また5代綱吉と6代家 宣は、将軍を継ぐ前に大名であったため、それ ぞれ独自の家臣をもっていました。2人は将軍

の跡継ぎに決まった時に自らの家臣を幕臣(旗本)として取り立て、所領を与えました。「地方直し」の 欄が宝永2(1706)年から同4年となっているのは、甲府藩主時代の家官(当時は綱豊)に仕えていた者 たちです。

そうした中で特殊なのが、寛保2(1742)年以降幕末まで一環して久留里藩黒田家の領地であった東吾 野地区です。江戸周辺の山間地にまとまって大名領が設定されるのは珍しく、このまとまりは、現在に もつながっている点が興味深いところです。

【引用・参考文献】東松山市『東松山市の歴史 中巻』昭和60(1985)年3月 埼玉県『新編埼玉県史 通史編3 近世1』昭和63(1988)年3月 八王子市『新編八王子市史 通史編3 近世(上)』平成29(2017)年3月